

# 丙第161号証

地震小委第1-4-1号

地震・津波関連指針等検討小委員会における検討方針について（事務局案）

平成23年7月12日  
原子力安全委員会事務局

## 1. 検討にあたって

原子力安全委員会は、平成18年9月19日に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下「耐震設計審査指針」という。）を改訂し、これを機に既設の原子力施設の耐震安全性評価（以下「バックチェック」という。）を実施している。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）及びそれに伴う余震、並びに誘発されて発生した比較的規模の大きな地震の観測記録や、東北地方太平洋沖地震に伴って発生した津波等から得られた知見を踏まえることは、今後の発電用原子炉施設の耐震安全性の確保の観点から非常に重要である。

また、東京電力（株）福島第一原子力発電所において、地震及び津波により長期間にわたる全交流電源喪失及び原子炉の冷却機能の喪失に陥ったことから、原子炉炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出されるという深刻な事態に至っており、今回の事故の教訓を十分に踏まえて、安全審査指針類の見直しを図る必要がある。

当小委員会では、主として耐震設計審査指針及び「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き（平成22年12月20日原子力安全委員会了承）」の見直しの検討を行うこととする。

## 2. 検討項目

検討にあたっては、耐震設計審査指針の具体的運用として実施しているバックチェックで得られた経験、知見を踏まえる。また、特に東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波に係る知見及び事故の教訓を十分に踏まえて検討を行う。

### （1）耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項

これまでに蓄積された知見や、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波に係る知見及び事故の教訓を踏まえ、耐震設計審査指針及び関連の指針類における当面の改定内容並びに長期的な改訂の方向性及びその改定内容について検討する。

### （2）その他、重要と認められる事項

耐震設計審査指針及び関連の指針類の見直しに関して、その他重要と認められる事項について検討を行う。

### 3. 当面の検討内容

検討事項については、検討の過程や今後の新たな知見によって適宜、追加や見直しが必要と考えられるが、当面は、以下の事項について検討を行う。

- 東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波の分析
- 東北電力(株)女川原子力発電所、東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び日本原子力発電(株)東海第二発電所で観測された地震、津波観測記録等の分析
- 東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波に係る知見及び事故の教訓の整理
- バックチェックで得られた経験、知見の整理
- 残余のリスクに係る事項

### 4. 検討の進め方

- 原子力安全基準・指針専門部会に検討状況を適宜報告し、同部会における意見等を踏まえて検討を進め、平成24年3月を目途に、まずその時点までの論点等を整理し報告する。なお、速やかに改定等が必要とされる事項については、その都度、原子力安全基準・指針専門部会に報告する。
- 当小委員会構成員以外の外部専門家から積極的な意見聴取等を行う。
- 地震調査研究推進本部、中央防災会議等、他機関による検討を踏まえる。
- 施設・設備等の対応が必要な事項が想定されることから、安全設計審査指針等検討小委員会等と連携して検討を進める。